

## 藤原広嗣の乱の基礎的考察

— 栄原・長両氏説に接して —

北 條 秀 樹

## 一、はじめに

天平十二年八月、僧正玄昉法師、右衛土督下道朝臣真備を弾劾する上表文の提出に端を発する藤原広嗣の乱は、時の天皇・皇后の近親者という広嗣の出自、大宰少貳たる身の反乱という衝撃性に加え、反乱の過程が具体的に語られている史料としては古代を通じても稀なものであるだけに、これまで多くの論究がなされている。その論点は、単に奈良時代政治上の一大事件として概観するだけにとどまらず、反乱軍及び征討軍の軍事力構成、鎮・營の性格と所在地、隼人参加の意味、郡司層の関与とその兵力、大宰府の軍事力等々から、古代における筑紫と畿内政権との関係にまで及び、まことに多岐多彩な内容を有している。<sup>1)</sup>

しかし研究史を通過してみると、多岐なるが故に意外に全体像が不明確なことに気がつく。また乱の過程そのものについても諸説紛々たるのが実状であろう。そのため、かねてより整理すべき機会がうかがっていたところ、近時、栄原永遠男、長洋一両氏の論考に接し、また機会も与えられたため広嗣の乱の再検討を行なってみた。本稿ではその中でも乱の過程を中心に若干の私見を述べてみたいが、

主として問題となるのは次の四点である。

- 登美・板櫃・京都三鎮の陥落時期と陥落させた勢力
- 遠珂郡家で広嗣が国内兵を徵発した時期とその内容
- 広嗣、綱手、多胡古麻呂が三道より進発した時期と起點及び目的地
- 板櫃河畔に結集した広嗣側勢力の構成

## 二、史料

右を論ずるにあたり、行論の便宜上、論点に関する統紀の記載を掲げておく。

九月二十四日条

A 大将軍東人等言 殺獲賊徒豊前国京都郡鎮長大宰史生從八位上  
小長谷常人 企救郡板櫃鎮小長凡河内田道 但大長三田塩籠者  
着箭二隻逃竄野裏 生虜登美・板櫃・京都三處營兵一千七百六  
十七人 器仗十七事

B 仍差長門国豊浦郡少領外正八位上額田部広麻呂 將精兵卅人以  
今月廿一日發渡

C 又差勅使從五位上佐伯宿称常人 從五位下安倍朝臣虫麻呂等  
將隼人廿四人并軍士四千人 以今月廿二日發渡 令鎮板櫃營  
東人等將後到兵尋應發渡

D 又間諜申云 広嗣於遠珂郡家造軍營儲兵弩 而举烽火徵發国内  
兵矣

九月二十五日条

E 大将軍東人等言 豊前国京都郡大領外從七位上楯田勢麻呂 將  
兵五百騎 仲津郡擬少領無位膳東人 兵八十人 下毛郡擬少領  
無位勇山伎美麻呂 筑城郡擬少領外大初位上佐伯豊石 兵七十

人・来帰官軍

F 又豊前国百姓豊国秋山等殺逆賊三田塩籠

G 又上毛郡擬大領紀宇麻呂等三人 共謀斬賊徒首四級

九月二十九日条

H 勅筑紫府管内諸国官人百姓等曰 逆人広嗣小来凶悪(中略)已

遣勅符報知彼国 又聞 或有逆人捉害送人不令漏見 故更遣勅

符数十条散擲諸国

十月九日条

I 大将軍東人等言 逆賊藤原広嗣率衆一万許騎到板横河 広嗣親

自率隼人軍為前鋒

J 又降服隼人贈啖君多理志佐申云 逆賊広嗣謀云 從三道往 即

広嗣自率大隅・薩摩・筑前・豊後等国軍合五千人許 從鞍手道

往 綱手率筑後肥前等国軍合五千許人 從豊後国往 多胡古麻

呂不知所卒 從田河道往 但広嗣之衆到来鎮所 綱手多胡古麻呂未

到

史料を統紀に限り、かつ同一条をいくつかに分類したのは既に坂本太郎氏の指摘が存する故である。即ち坂本氏は広嗣関係史料として引用されることの多かった『松浦廟宮本縁起』に関し、おそらくは鎌倉時代後半、元寇以後を上限とし鎌倉末までに成立した神宮知識無怨寺の自己主張・権益保護を目的としたものであり、文中の広嗣に関する人物評・上表文・乱の経過などはいずれも後世の造作であり真正なものとは認められなるとされた。又、統紀についても後世の編纂書であるが故の編纂上の操作が加えられているとする。具体的には、大将軍大野東人の報告記事の日付は報告書が政府に到達した時点のものであり、事項の生起は当時の九州―平城京間馳駈の日

数からして三〜四日前であること、「又」字で連がる事項は本来別の報告書であったものを、統紀編纂時に同類事項として同日条に合叙した可能性が強いこと等を論証された。

右の指摘はいずれも至当と考えられるが、広嗣の乱に関する先行諸説の多くは、氏説以後にあってもこの点にあまり留意せずに叙述されている如きである。その中において近時榮原永遠男・長洋一二氏は坂本氏の視点に従い、乱の時間的経過を克明に考察された。特に榮原氏は詳細に前後関係を復元整理され、もはや付加すべき点は無きかの如くであるが、なおいくつかの疑問点が残るように思われる。いささか屋上屋のさらに屋との感なきにしもあらずだが、両氏説に導かれつつ今一度乱の経過をふりかえってみたい。

### 三、諸説検討

まず先行諸説を検討しつつ最も詳細な跡づけをされた榮原氏説の結論部分により、氏の復元案を示しておこう。

イ 広嗣は八月下旬に上表文を提出、八月二十九〜三十日には拳兵にふみきる。

ロ 広嗣は三軍を編成し、三道より鎮所をめざし進撃を開始した。

ハ 九月中旬、広嗣は遠珂郡家に前進基地として軍營を設け、筑前国内の兵を徴発した。

ニ 広嗣軍が鎮所に到達したとき綱手・古麻呂兩軍は未到であった。

豊後国經由の綱手軍はまもなく合流するが、古麻呂軍はついに合流しえなかつた。その時期は三鎮陥落以前である。

ホ 政府軍は関門海峡をわたり、九月二十〜二十一日ごろ三鎮を陥落させ、広嗣軍は惨敗する。

へその後、政府軍の後統部隊は九月二十一日、二十二日と上陸して兵力を増強し、板横鎮に幕営を定める。

ト三鎮陥落・広嗣軍惨敗により、豊前国の郡司層は兵を率い、続々と政府軍に帰する。

チ広嗣はその後体制を立て直し、十月五、六日ごろには板横河西岸に進出し政府軍と対峙するが、佐伯常人との応酬に敗れ、総崩れとなる。

一方、長洋一氏説はどうか。氏説の主題は周防灘沿岸郡司層の動向の位置づけであるため、必ずしも米原氏の如く克明に経過を追ったものではないが、大よそ次の如く整理されよう。

リ広嗣は九月中旬遠珂郡家に軍営を設け、国内兵を徴発せんとする。又九月二十日ごろには周防灘沿岸郡司層の兵力によって三鎮が陥落する。

ル右をうけて二十一、二日に政府軍が渡海し三鎮を掌握する。

ヲ広嗣は事態を回復せんとして三道より兵を發し三鎮に向うが、最終集結地は板横鎮所であった。

以上両氏の結論を要約整理したが、一見して大きく違いをみせている部分が、何箇所かある。以下節を画して検討してみよう。

### (1) 三鎮攻防

まず三鎮を攻略した勢力であるが、米原氏は中央政府軍とする(ホ・ヘ)のに対し、長氏は京都郡大領楮田勢麻呂など豊前ないし周防灘沿岸の在地諸勢力であった(ヌ・ル)とする。米原氏が中央政府による攻略とされた論拠は明らかではないが、九月廿四日条を素直に読めば、事態はABCの順に進んだとみるのが自然であろう。長氏は三鎮兵士が、さしたる戦闘の形跡もなく生虜されたのは、「当土の兵」よりなる鎮兵と攻撃側の郡司軍との地縁的血縁的融合

によるものであるとされたが、妥当な見解であろう。

さらに付加すれば、二十一・二日に渡海した政府軍は四千人強であり、大將軍大野東人は後統を待つて長門に留まっていた(史料B C)。これに対し板横河合戦時の政府軍は六千余人であり、郡司等の来帰を考えると二十一・二日に渡海したのは当時の中央政府軍のほとんど全てであったと思われる。とすればそれ以前に三鎮攻略を行ないうる政府軍を算出する余地はない。郡司層の活動により三鎮が陥落した後、政府軍が上陸し、板横を本営としたとみるべきである。

右に関連し、三鎮攻防戦において広嗣・綱手軍が惨敗したとする米原説(ニート)も否定的である。氏は板横河合戦時の広嗣軍一万許騎と贈啖君多理志佐の証言(史料J)にある広嗣軍五千・綱手軍五千の総計が合致すること、逃亡において両者が行動を共にしたとみられることにより、両者の合流を想定し、豊後国より往った綱手が板横鎮にて広嗣と合流しうるには道筋からみて三鎮陥落以前でなくてはならないとされた。しかし氏説にはやや混乱があると思われる。広嗣軍一万とは十月六日ごろとみられる板横河合戦時であり、九月二十日ごろに想定される三鎮陥落時に適応するものではない。そもそも「三鎮攻防戦で惨敗した」反乱軍が、進発時の軍容をそのまま半月後まで維持しえたであろうか。疑問と言わざるをえない。三鎮陥落に際しては特記すべき戦闘の行なわれた形跡が存しないこと既述の如くである。さらに鎮長・大小長など広嗣・綱手に比してはるかに小者の存在まで追求、報告されている。総司令官たる広嗣・綱手が参戦していたのなら、統紀にそのことが記されないのはいかにも不自然であろう。

以上により、広嗣軍と綱手軍は三鎮陥落以前に合流し三鎮の防備

を固めたが中央政府軍によって惨敗した、との米原説は首肯し得ない。

## (2) 遠珂軍営

次に遠珂軍営の位置付である。広嗣が遠珂郡家に軍営を設け国内兵を徴したのが九月半ばであることは両氏とも一致している。間諜の報告が二十四日条にかけられていることよりして、たとえ統紀編者による合叙があったとしても、報告内容は探索に要した日数を考えれば九月二十日以前の事情であること確実である。しかし広嗣の行動過程における位置づけは、三軍進発時の理解と相俟って、やや複雑である。

まず遠珂軍営を三軍の進地とみる先行諸説に関しては、<sup>(5)</sup>米原氏によりその方向性に問題ありとの指摘が為されている。遠珂より鞍手道・田河道を往くのでは大宰府に行き着いてしまう。豊後国經由に至っては論外である。

次に徴発せんとした国内兵については、多くの説は軍団兵士とし、<sup>(6)</sup>広嗣率いる筑前国の兵と同じとしているが、横田健一氏は「すでに豊前の登美、板横、京都三処の營兵一千七百六十七名が生虜にされたあとであるから、軍団・鎮の専門の兵士というよりは、民間から徴発する」<sup>(7)</sup>兵士経験のある百姓兵であったとされる。三鎮兵士千七百余名が生虜られたあとであるからという氏の論拠は、すでに見た如く遠珂軍営にて広嗣が兵を徴発していたのが九月中旬、即ち三鎮陥落前であることにより従いえない。しかし民間から兵士経験者を徴発したとの結論部分は魅力的である。

贈啖君多理志佐の証言(史料J)によれば広嗣は大隅・薩摩・筑前・豊後等国軍五千人を率いるとある。弘仁四年八月九日官符によれば、筑前国は四団四千人、豊後国は二団一千六百人の軍団兵士を

有している。この数が天平期に適用しうるとすれば、筑前・豊後両国兵は計五千六百人である。大隅・薩摩はおそらく隼人兵であろうが、板横河合戦時に「降服隼人二十人」と記されていることは、それが隼人軍の全部ではないにせよ、そう多数ではなかったことを想定させる。<sup>(8)</sup>とすれば広嗣の率いた筑前・豊後の兵は、その定員の大部分であった可能性が高い。そうであるなら遠珂軍営で徴発すべき(筑前)国内兵は、正規兵としてはほとんど残っていないのではなからうか。第一、拳兵して半月以上も経てから軍団兵士(それもお膝下の筑前兵)を召集するのでは、いかに広嗣が無計画であったにせよ、度が過ぎよう。この国内兵とは正規兵以外の、いわば予備役兵士をも徴発せんとしたと解すべきである。

遠珂軍営における広嗣の行動では今一つ、烽火を挙げて兵を徴発した点が注目される。古代において戦時に烽火を用いたのは、この時のみしか知られていない。通常、このことを以て律令制下軍団召集における烽火の使用が論じられるが、私見の如く予備役の兵士を徴発したのであれば、軍団とは直結しない。軍防令を検するに、烽火が軍団召集の手段と解される条文は存在せず、もっぱら烽火の使用法を定めるのみである。滝川政次郎氏によれば日本の烽火は唐に比して粗漏であり、かつ海外よりの敵襲を報ずることを目的としたものであるという。<sup>(9)</sup>事実文献上烽火の設置が認められるのは高安・高見・春日等の畿内を除けば出雲・隠岐・対馬・杵岐・筑前・肥前・豊後等、北部九州及び山陰道に限られる。対蝦夷用の烽火設置が認められないことと併せて、烽火が国内有事に備えたものではなかったことを想定させるに充分である。<sup>(10)</sup>とすれば広嗣が烽火を用いて国内兵を徴発にあつたことは、改めて検討されねばならないことであるが、ことは広嗣の動員権、ひいては大宰府の軍事権にも関与する問題であるため、いずれ稿を

改めて論ずることにし、ここでは問題点の指摘のみにとどめる。

さて遠珂軍営に関しては、これを鎮所とみなす説もあるが、このことは三軍進発時の問題と密接に絡む故、そちらで考察したい。

### (3) 贈啖君多理志佐証言

次に広嗣、綱手、多胡古麻呂に率いられた三軍の問題に移ろう。先に整理した如く、この件に関しては榮原氏(ロ)と長氏(ヲ)では大きな異なりをみせている。長説は小田富士夫氏の説をうけて三軍進発を三鎮陥落後とするが、榮原氏は通説どおり拳兵時のこととする。問題は多理志佐証言の解釈如何である故、今一度史料Jを詳しく検討してみよう。

多理志佐証言の検討は、証言が為された時期と証言内容の時期との確定につぎ。まず証言がなされた時期であるが、これは板櫃河合戦の直後とみるべきである。多理志佐は翌天平十三年閏三月乙卯に外従五位下を授けられているが、これは広嗣の乱に関する叙位である。もし多理志佐の降服が合戦後旬日を経た時期であれば、むしろ残党として処罰されることはあっても外五位をもって褒賞されることはあるまい。一方、合戦の前旬日を溯ることも考えられない。彼の証言内容は反乱軍の軍事力構成を知りうる唯一のものである。遠珂郡家における広嗣の動向に比しても格段の重要性を有す情報が事前に入手しえたのなら、大野東人は当然即座に奏言したのであろうし、続紀編者もまた特記したにちがいない。彼の降服を河中泳來の単人あるいは「降服単人二十人」の中に含む必要は必ずしもないが、合戦中をも含む広嗣軍潰走の前後であったことは疑いえない。従ってその証言の時期は、おそくても合戦直後でなくてはならない。

次に証言内容の時期である。証言内容は広嗣、綱手、古麻呂率いる三軍の進発に関する部分と、「但広嗣之衆到來鎮所 綱手多胡古

麻呂未到」という「鎮所未到」に関する部分とに分けられる。時間的には前者と後者との間に何日かの隔りがあるが、いずれにせよ現存史料をもってして語る場合には、降服の直前までに多理志佐が知り得た情報とみる他はない。即ち「鎮所未到」とは板櫃河合戦直前の状況とせざるをえまい。勿論、続紀編者が「鎮所未到」以後の証言を採録しなかった可能性は十分にあるが、それを前提に立論するのは控えるべきであろう。

贈啖君多理志佐の証言時期を右の如くに確定した上で「三軍進発」

「鎮所未到」をいかに位置づけるべきであろうか。

### (4) 鎮所

まず鎮所についてであるが、ほとんどの説は板櫃鎮をして鎮所に比定している。榮原氏もまた「三鎮(もしくはその一つ)」と慎重な言いまわしをしながらも、論旨からみれば板櫃鎮を想定していることは明らかである。これに対し久米邦武は遠珂軍営を想定しているようである。<sup>13)</sup> 榮原氏は久米説に対し「そうすると、少なくともB軍(綱手軍―筆者注)は、中央政府軍の上陸が予想される企救半島付近に到達しながら、そこに布陣することなく、その一帯を通過してしまつて、いわば敵に背をみせながら遠珂郡家へ移動することになる。これは不自然」として遠珂郡家説を否定された。しかし、氏が「企救半島付近に到達しながら」とされた根拠は不明ながらも、豊後国經由では板櫃鎮(現在の北九州市小倉北区到津に比定される)に向うのも、遠珂郡家(遠賀川中流域と推定される<sup>14)</sup>)に向うも、方角ちがいという点においては大同小異である。また逆に鞍手道は勿論、田河道も遠賀川中流域には至便な方向である。

一方長氏は「鎮」という語は「政府へ抵抗するものを抑圧するための拠点」という意味で使用される性格<sup>15)</sup>のものであるから、「反乱

軍の拠点を政府側の記録で鎮ということにはなかつた<sup>(16)</sup>として、間接的ではあるが遠珂鎮所説を否定された。しかしこれもまた論拠たりえないと思われる。続紀には「広嗣於遠珂郡家造軍營」とあることは既に再三述べてきたが、「軍營」は軍防令にある立派な律令用語である。明らかなる反乱軍の拠点を律令用語をもって「軍營」と称する以上、「鎮所」の語を反乱軍側に用いても不思議はない。

以上、榮原、長両氏の論拠では久米説を否定しえないと思われる。板横鎮を鎮所とするには別の論拠が必要である。

鎮所の語は他に天平六年出雲国計会帳と陸奥国におけるそれとが知られている。前者は天平四年八月山陰道他四道に設置された節度使の、石見国における滞在地と考えられる<sup>(17)</sup>。後者は陸奥鎮守府の前身であるとするのが通説であつたが、近年論議が高まり、第一線の前進基地とみる見解、鎮守府およびその支配の及ぶ行政範囲とみる見解などがあり<sup>(18)</sup>一定しないが、鎮守將軍の滞在すべき地であることは確かであろう<sup>(18)</sup>。この二例を参照すれば、鎮所とは節度使、鎮守將軍等、中央から派遣された軍事指揮官ないし軍政官の駐留すべき地として使用されているのは明らかである。そして広嗣の乱における政府軍は板横鎮を主たる軍營となしたことは史料Cによって明白である。従つて鎮所とは三鎮の総称でも遠珂軍營でもなく、板横鎮こそがふさわしいと考えられ、それは多理志佐の証言内容を合戦直前の状況とする立場とも合致するのである。ただし、鎮所の語の使用が反乱軍側から述べられていること、板横鎮は政府軍の手中にあつたことについては一言触れておく必要がある。前者はあたかも広嗣側が鎮所の語を使用したかに見えるが、実際は多理志佐の証言を大野東人が報告したのであり、かつ続紀編者の手が加わっていることを考慮すれば、多理志佐が鎮所の語を使用したとみるよりは、政

府側の認識による用語とすべきであろう。後者に関しては、板横鎮はすでに政府軍が制しており、広嗣軍は鎮そのものには到達していない。従つて広嗣側からみた鎮所とは鎮の近辺と解すべきである。具体的には板横河西岸への到達を意味している<sup>(19)</sup>。

以上、鎮所とは板横鎮（近辺）であり、鎮所未到とは板横河西岸への結集状況であることを明らかにしえたと思う。

#### (5) 鎮所未到

では「鎮所未到」の時期及びその後の状況はどうか。榮原氏は九月二十日以前であり、かつ間もなく綱手軍は合流したとされる。鎮所を板横鎮とするかぎり（氏も板横としている）その時期は三鎮陥落前ではあり得ないことは既に述べた。合流はありえたか。再三述べる如く「鎮所未到」が合戦直前の状況であれば合流は行なわれなかつたと解す以外にない。合流説の根拠は合戦時広嗣軍の員数と進発時広嗣、綱手両軍合計数が合致するためであるが、多麻呂軍は関係ないのであろうか。豊後国より往く綱手軍が、豊後国府へ抜ける豊後道をとらうが、日田から山国川に沿ひ吉富町へ出る道をとらうが、それよりは田河道を往く古麻呂軍の方が、よほど板横には近いのである。古麻呂軍がそっくり行方不明にでもならない限り、もし合流があつたとすれば田河道經由古麻呂軍であろう。而して多理志佐が「不知所率軍數」と語っていることは、（それが続紀編者の注ではないかぎり）古麻呂軍が合流していないことを示すものである。即ち青木和夫氏の記す如く板横河の合戦は広嗣軍単独で行なわれたことになる<sup>(20)</sup>。

ところが、その場合は「広嗣の衆が一万余騎であること」と符合しなくなる。進発時に五千人であつた広嗣軍が、三鎮陥落、豊前郡司離反という不利な情勢の中、人数を倍増しうるものであろうか。無

理といわざるをえない。となれば一万という数に問題があるのか、やはり合流があったのか、どちらかにならざるをえまい。

前者は佐伯常人、阿倍虫麻呂の報告をうけて大野東人が秦上文をしたためた中の数である。<sup>23</sup>その間に誇張が生ずる余地は大いに存する。政府軍は六千余人であった。それに倍する反乱軍をさしたる戦闘なしに口説をもって離散せしめたとあれば、その功は弥増の印象を与えるであろう。あるいは、一万という数は多理志佐証言の広嗣、綱手兩軍の計に等しいだけに、多理志佐証言より合成された数とみることとも可能である。一万という数には余り拘泥しない方がよいのではあるまいか。

では合流の可能性はどうか。綱手、古麻呂兩人が未到であることは動かしようがない。しかし兩名は未到でも兩軍の一部が参着しなかったと言いつけるであろうか。この問題は三軍進発の時期と目的とにかかわってくる。

#### (6) 三軍進発

通説では三軍進発を拳兵時（八月末）とし、広嗣は途中遠珂郡家にて国内兵を徴発しつづ板横鎮に向ったとする。しかしそれでは既に長氏が指摘する如く、十月六日ごろと想定される板横河会戦時に未到では、その間四十日近くかかった日数の解釈に苦しむ。そのためであろう榮原氏は統紀に記されていない多理志佐証言の後半部分を推理し、綱手軍の三鎮陥落前鎮所到達を想定された。しかしそれは成立しえないこと前述の如くである。ひるがえって小田富士雄、長両氏による三鎮奪回のための進発説はどうであろうか。たしかに魅力的ではあるが、小田氏は論拠を示さず、長氏は周防灘沿岸郡司層の離反という大きな誤算に直面した広嗣の建て直し策とするが、やや抽象的である。加えて両氏を含む先行諸説においては、「三道

よりの進発」と「鎮所への集結」という一見異なったベクトルの整合的解釈がなされていない。三鎮防備であれ奪回であれ、三道に分かれ三鎮へ向ったと思われる三軍が、いかなる目的の下に板横鎮所へ集結しなくてはならなかったのか。先行諸説にはその説明はない。

史料Cをみるかぎり佐伯常人、阿倍虫麻呂に率いられる隼人並軍士四千余人は、板横鎮をめざして渡海したと解される。板横鎮はおそらく到津駅をのぞみ大宰府へ通ずる官路を掌握する要地であつたらう。従つてこの地を制することは反乱軍政府軍双方にとり重要なポイントだったことは疑いない。しかしそれだけではなお不十分である。他の二鎮に比してより重要であるとの証明は未だなされていない。ここで会戦時の描写を検討してみよう。広嗣は勅使佐伯常人の呼びかけによりやく応じ、勅使を確認したのち下馬、再拜して反乱の意図なきを陳する。それに対し常人らは「為賜勅符喚大宰典已上 何故發兵押来」と詰問し、広嗣は弁答しえずして却還した結果、続々と投降者が出、広嗣軍は総崩れとなったのである。勝敗のポイントは常人と広嗣との問答にあつたとみてよからう。とすれば勅符を賜わんとして大宰府の典以上を召換したとの常人の言は重要になる。

この召換命令は広嗣以下主だった連中の手に渡っていたにちがいない。そうでなければ「何故發兵押来」との詰問にスゴスゴ引き下るはずがない。広嗣は一方に武力をもって押し渡る意図をいだきつづ、一方に反乱の意図のないことを説明せんがため、召換された地、即ち政府軍本営のおかれた板横鎮所に軍勢を進めたのではあるまいか。その中途半端ゆえに、一面、万という（疑問はあるが）軍勢を集結させることが可能であり、同時に論破されたことによりほとんど戦わずして離散してしまつたのであると考えられる。奪回にせよ

防備にせよ三鎮に三軍を進発させながら、板横鎮所への集結を図るといふ一見方向的には矛盾とみられる行動は、右の如く解することにより理解されうと思われる。そして三軍進発の時期は召換命令の発せられた時以後とすべきであらう。而してその時期は、政府軍が板横に本営を構えた時期以後、即ち三鎮陥落後となると思う。

三軍進発が拳兵当初でなかったことは、反乱軍の兵力構成からも類推し得る。進発時の兵力は広嗣軍五千、綱手軍五千と記されているが、兵力不明の多胡古麻呂も同程度の兵力を有したのであらうことは想像に難くない。さすれば少なくとも一万数千の軍勢を動員したと考えられるが、弘仁四年官符にみられる三前三後の兵士は計一万七千一百人である。また天平宝字五年西海道節度使吉備真備任命に際して検定された筑前、筑後、肥後、豊前、豊後、日向、大隅、薩摩八国の兵士は一万二千五百人であることより、西海道兵士総数は一万五千〜二万程度であつたろうことは既に指摘されている。従つて広嗣側が動員した一万数千の軍勢は西海道兵士の大部分に相当する兵員であり、この動員が、短期間に行い得たとは考えられない。広嗣拳兵の報に接した政府は即座に（あまりにも素早く）勅を以つて東海、東山、山陰、山陽、南海五道の軍一万七千人を徵発せんとしたが、たとえ軍団制廃止の時期であつたにせよ、九月二十二日の渡海には四千人、十月六日ごろに想定される板横河会戦においても、六千余人しか結集しえなかつたのである。他の二鎮防備及び大將軍大野東人の手元に残る兵力をいれても総数一万に満たないのが政府軍の実状であつたろう。政府軍にしてこの有様であれば、広嗣がどのような準備をし、どのような名目によつて召集したにせよ、全西海道兵士に匹敵する員数を拳兵時に用意し得たとは思えない。九月中旬に至つても遠珂郡家にて兵を徵発している―せざるを得なかつた―のが実状であつたと考える。

(7) 板横河畔結集

以上により三軍進発は三鎮陥落、政府軍進駐後とみるべきである。それでは三軍進発の目的及び結果はどうであつたか。単に板横鎮に向けて結集するためであつたのなら、ことさら三道に分け（特に豊後国を経由して）進発する必要はない。先行諸説が時期及び経路については見解を異にするものの、全て一致して三鎮をめざしたとするのもその故であり、筆者においても異論はない。そして三鎮陥落後の進発であれば、小田、長両氏の説く如く三鎮の奪回ないし状況たて直しが目的であつたろう。しかしそれが成功しなかつたのは明らかで、その原因は豊前郡司層の離反にある。豊後国經由、田河道經由がどのコースを辿つたにせよ、離反郡司勢力圏の真只中を通ることになる。広嗣側は強行突破可能とみての進発であつたろうが、結果は「鎮所未到」の語に示されるとおりであつた。しかしながら軍としての統制を欠き、いわば敗残兵の群となつた兵達が、三々五々最終目的地たる板横に集結していったことは考えられる。先に疑問とした「合流」も、かく考えるならば可能であり、一万という数も誇張はあるにせよ合理的に解釈しうる。いささか推測にすぎないかもしれないが板横河会戦での広嗣軍の構成をかく想定しておきたい。

#### 四、まとめにかえて

以上、多分の推測を交えつつ広嗣の行動軌跡を追つてみた。政府軍の活動、板横河会戦以後の広嗣に関しては、三鎮攻略の件を除いて榮原氏の整理に異存はない。結果として先行諸説に拠りかき、些細な言質をとらえ、すでに指摘されている事象を追認するにとど



まったかもしれない。しかし広嗣の乱が多様な内容を有し、単に八世紀政治史上の一事件にとどまらず、橘諸兄政権論、大宰府の管内支配権、天平期の軍制及び大宰府の軍事権、九州各地域と畿内政権との関連等々から、北部九州と新羅との関係にまで論が及んでいる現況においては、乱の経過の確定あるいは生起する諸問題の指摘などは、なお、無意味ではないと思う。あえて小稿を草するに至った次第である。諸賢の御批判を賜われれば幸いである。

## 註

- 1 広嗣の乱を主題とした論文は北山茂夫「七四〇年の藤原広嗣の叛乱」(『日本古代政治史の研究』一九五九年)をはじめ相当数にのぼる。また八世紀を取り扱った概説書の類は例外なくこの事件をとりあげている。それらについては後掲米原論文に委ねる。
- 2 坂本太郎「藤原広嗣の乱とその史料」(高柳光寿博士頌寿記念『戦乱と人物』一九六八年、のち同氏『古典と歴史』一九七二年所収)
- 3 米原永遠男「藤原広嗣の乱の展開過程」(『大宰府古文化論叢』上巻、一九八三年)、長洋一「広嗣の乱と鎮の所在地」(『九州史学』七九号、一九八四年)。以下両氏の論はこれによる。
- 4 史料Eによる来帰郡司兵力は六百五十人以上となる。
- 5 丸山二郎「藤原広嗣の乱と鎮西府」(『歴史教育』三一五、一九五五年)、竹尾幸子「広嗣の乱と筑紫の軍制」(『古代の日本』3九州一九七〇年)、平野邦雄・飯田久雄「福岡県の歴史」一九七四年など。
- 6 横田健一「天平十二年藤原広嗣の乱の一考察」(『律令国家の基礎構造』一九六〇年、のち同氏『白鳳天平の世界』一九七三年所収)。
- 7 『類聚三代格』卷十八
- 8 反乱軍の大部分は隼人であるとの説もあるが(卯野木盈二「藤原広嗣の乱と隼人」『九州史学』一六、一九六〇年)疑問。ただし広嗣が隼人軍に寄せた期待度は別問題である。
- 9 滝川政次郎「上代烽燧考」(『史学雑誌』六一—一〇、一九五二年、のち「律令時代の国防と烽燧の制」と改題し『律令諸制及び令外官の研究』一九六七年に所収)。
- 10 9 滝川論文および日本思想大系『律令』補注
- 11 小田富士雄「上代における大宰府と豊前」(『九州史学』二〇—一九五八年)
- 12 『続日本紀』同日条
- 13 久米邦武『奈良朝史』一九〇七年
- 14 米原「前掲論文」五一—九頁
- 15 渡辺正気氏の御教示による。
- 16 長「前掲論文」三頁
- 17 早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」(坂本太郎博士還暦記念『日本古代史論集』下、一九六二年)
- 18 平川南「鎮守府論——陸奥鎮所について——」(『東北歴史資料館研究紀要』六、一九八〇年)
- 19 現在の板櫃川は北九州市小倉北区愛宕と板櫃町との間を流れ日明港に注いでいるが、以前はそれより東、同区堅町・金田と青葉・菜園場との間を流れていた。旧板櫃川西岸は小高い丘となっており、愛宕神社が存するが、一九八〇、八四年にかけて三次にわたった愛宕遺跡の発掘において、みごとに石鏑鉞尾が発見されている。石質及び大きさから五位以上官人が使用したと推定されているが、興味をひく発見である。(北九州市埋蔵文化財調査室『埋蔵文化財調査室年報』昭和五十八年度、一九八五年)。一方、旧板櫃川東岸五、六百米の所には、後世小倉城が築かれているが、板櫃鎮の候補地としても参考になる。
- 20 前掲竹尾論文、青木和夫「奈良の都」(中央公論社版『日本の歴史』3、一九六五年)などには地図化されている。
- 21 長洋一「前掲論文」
- 22 青木和夫「前掲書」
- 23 続紀十月九日条を検するかぎり、大野東人は会戦に参加していない。
- 24 注7
- 25 『続日本紀』天平宝字五年十一月丁酉条

26 竹尾幸子「前掲論文」

27 この時期、筑紫防人は停止され（『続日本紀』天平九年九月癸巳条）本郷に帰されている（周防国天平十年正税張）。

28 政府側は反乱を予期し、むしろ挑発したのではないかとの坂本氏の指摘さえある（注2「前掲論文」）。

29 広嗣がいかなる名目の下に、いかなる権限をもって兵を徴集したのかは、あらためて検討されねばなるまい。

〔付記〕本稿は一九八七年度九州史学研究会大会（一九八七・十・十八 於 九州大学）にて「藤原広嗣の乱の再検討」と題して口頭発表した中の一部である。席上御助言を賜った会員諸氏に感謝の意を表したい。